第四次北上市鳥獣被害防止計画

令和３年度～令和５年度

北上市

令和３年４月１日策定

1　対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カルガモ、アオサギ、ゴイサギ、コサギ、カワウ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和３年度～令和５年度
対象地域	北上市

2　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)　被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害額等
カラス	環境被害、農業施設被害	―
カルガモ	農作物被害	2,870,000円
アオサギ、ゴイサギ、コサギ	農作物被害	―
カワウ	水産被害	500,000円
ハクビシン	環境被害、農作物被害	―
ニホンジカ	農作物被害	1,666,000円、1,500a
イノシシ	環境被害、農作物被害	1,740,000円
ツキノワグマ	農作物被害（飼料作物等）	40,000円

(2)　被害の傾向

○　カラス

農作物への被害は発生していないが、農業用ハウスビニールに穴をあけられる被害が発生している他、市街地における環境被害として、集団による朝夕の騒音被害や住宅等への糞被害が発生している。

○　カルガモ

市内全域で水稲の踏み倒し等被害が発生している。また、令和２年度は大規模なせりの食害が発生した。

○　アオサギ、ゴイサギ、コサギ

市内全域で水稲の踏み倒しが発生している。被害の実態把握が難しい。

○　カワウ

大規模なコロニーが移動したため飛来数が減少したが、和賀川において、和賀川淡水漁業協同組合が放流した淡水魚をカワウが食害し、被害が発生している。

○　ハクビシン

農作物の被害だけでなく、住居の屋根裏等への侵入による糞尿や騒音などの環境被害

も発生している。市内全域に生息しているとみられ、積極的に捕獲駆除しなければ被害は増加すると見込まれる。

○　ニホンジカ

主に東部地域に出没し、水稲の踏み倒しや食害など農作物の被害が発生している。

○　イノシシ

主に東部及び西部地域に出没し、水稲等の踏み倒しや畦畔の掘り起し被害が発生している。今後更なる生息個体数の増加による市内全域での被害の甚大化が見込まれる。

○　ツキノワグマ

市内全域に出没し、園芸・飼料作物の食害が発生している。また、市内における人身被害も発生している。

(3)　被害の軽減目標

指標	三次計画目標値	現状値・令和２年度	目標値・令和５年度
カラス	0円、0a	―	0円、0a
カルガモ	0円、0a	2,870,000円	0円、0a
アオサギ、 ゴイサギ、コサギ	0円、0a	―	0円、0a
カワウ	1,500,000円	500,000円	150,000円
ハクビシン	0円、0a	―	0円、0a
ニホンジカ	2,500,000円、300a	1,666,000円、1,500a	830,000円、750a
イノシシ	0円	1,740,000円	870,000円
ツキノワグマ	0円、0ａ	40,000円	0円、0a

※ 農作物及び水産物（淡水魚）への被害額及び被害面積のみ記載する。

(4)　従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ツキノワグマ以外の鳥獣に関して、被害発生の都度、被害者に対し、追払いや電気柵の設置等の被害防止対策を指導し、継続した被害発生が予想される場合は、現状の被害発生状況に応じて、北上市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）が有害鳥獣捕獲を実施した。被害を誘発する原因が判明した場合には、その都度土地所有者	継続的に北上市鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施しているが、環境被害や農作物被害等の大幅な軽減には至っていない。 ツキノワグマに関しては、市街地への出没も多発しており、人身被害の危険性もあるため、ケース毎の多様な対応が求められる。 市内におけるイノシシの目撃及び被害の

	等に改善を指導した。 　ハクビシンに関しては、北上市鳥獣被害対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）が箱罠等を貸出すことで被害者自身による有害鳥獣捕獲を推進した。 　カワウに関しては、岩手県と共同で岩崎ため池にあったカワウコロニーに対し、ドローンでのビニール張りによる忌避措置を行い、飛来を抑制した。 　ツキノワグマに関しては、協議会による車両広報活動、注意看板設置、忌避資材実証実験、住民等による追い払い、センサーカメラ設置等の対策を講じた。平成30年度からは、岩手県と協力し、和賀町横川目をモデル地区としたクマ対策事業を実施し、尻平川沿いの河川敷の刈り払い等を行った。これらの対策を講じても継続的に出没する場合や人身被害の恐れがある場合などに限り、岩手県に申請のうえ、実施隊が銃器及び箱わなによる有害鳥獣捕獲を実施した。 　その他、クマ、カラスについては、被害防止のための講座を地区からの要望があった都度開催することで、住民の対策意識の醸成を図った。	報告が増えてきている。イノシシは繁殖力が高く短期間で個体数を増やすため、被害が深刻化する前に捕獲を強化する必要がある。 　イノシシやニホンジカに関しては、全県的に出没が確認され、個体数が増加していると考えられるため、県による個体数調査と、それに基づいた捕獲管理などの個体数管理が必要である。 　有害鳥獣捕獲は短期的な被害防止として有効であるが、長期的に被害を防止するためには、研修会や環境学習の機会を利用し、住民に対し対策意識の啓発を行っていくことが重要である。
防護柵の設置等に関する取組	協議会から個人で電気柵を整備する農家等に対し補助金を交付した。実績は次のとおり。 　補助実績 　Ｈ30　４件 　Ｒ１　４件 　Ｒ２　５件	電気柵は侵入防止に効果的であるが、未設置の圃場で新たな被害が発生する場合があり、鳥獣被害防止総合支援事業を活用した電気柵の設置・管理は、個人ではなく地域ぐるみで行うことで補助金申請が可能であるので、積極的に周知していく必要がある。また、広報等により電気柵の安全な使用及び事故防止を周知する必要がある。

(5)　今後の取組方針

有害鳥獣の生息状況や被害発生状況を広く市民に周知し、情報収集を図るとともに被害防止対策に努め、被害者自らの被害対策について啓発していく。また、協議会構成員間で情報共有体制を強化し、農作物被害の実態把握に努める。 カラス、カルガモ、ゴイサギ、カワウ、ニホンジカ及びイノシシに関しては、被害発生状況に応じて計画期間における捕獲計画数を定め有害捕獲を実施する。特に、カワウは生息状況調査や捕獲方法の研修等を実施（参加）し、効果的な被害防止対策を検討する。 アオサギ及びコサギに関しては、岩手県に申請のうえ、計画期間における捕獲計画数を定め有害捕獲を実施する。 ハクビシンに関しては、箱罠等の貸し出しを行い被害者自身による有害鳥獣捕獲の実施を推進する。 ツキノワグマに関しては、警察と協力し、出没時に必要に応じて広報車両による広報活動及びパトロールを実施する。また、住民等とともに追い払い、防護柵設置等の防止対策を講じ、以後も効果がない場合又は人身被害の恐れがある場合などに限り、県と協議のうえ実施隊による有害鳥獣捕獲を実施する。被害防止のためには出没情報をいち早く知ることが重要になるため、モバイルメールを活用した即時の周知を行うとともに、モバイルメールの登録を推進する。

３　対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)　対象鳥獣の捕獲体制

カラス、カルガモ、ゴイサギ、アオサギ、コサギ、カワウ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマに対し、市長により任命された北上市鳥獣被害対策実施隊により、法令に基づいた有害鳥獣捕獲を実施する。

(2)　その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R３～R５	カワウ	・　和賀川淡水漁業協同組合を通じて、生息状況や被害状況などの情報を収集し、被害防止方法及び効果的な捕獲方法を検討する。 ・　協議会が国や県の補助金を活用し、効率的な捕獲に向けた取り組みを実施する。
	ハクビシン	・　市民向けに捕獲方法や被害対策について直接指導し、箱罠等の貸し出しを行う。

(3)　対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県の第12次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、次のとおり適正な捕獲を実施する。 カラス、カルガモ、ゴイサギ、カワウ、ニホンジカ及びイノシシに関しては、被害発生状況に応じて計画期間における捕獲計画数を定め、実施隊が有害鳥獣捕獲を実施する。特にもニホンジカ及びイノシシの被害防止のため、罠による捕獲を強化する。 アオサギ及びコサギに関しては、被害状況に応じて県に申請のうえ、実施隊が有害鳥獣捕獲を行う。 ハクビシンに関しては、市民等から申請があれば、県の第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲を許可する（捕獲計画数は上限を設けない）。 ツキノワグマに関しては、個体数の減少を抑えるため、主に追払い又は侵入防止対策の指導等で対応し、対策を講じてもなお、継続的な農作物被害が発生している場合や、人身被害発生の危険性がある場合にのみ必要最低限の捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
カラス	1，000羽	1，000羽	1，000羽
カルガモ	150羽	150羽	150羽
アオサギ	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う
ゴイサギ	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う
コサギ	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う
カワウ	150羽	150羽	150羽
ハクビシン	上限は設けない	上限は設けない	上限は設けない
ニホンジカ	20頭	30頭	40頭
イノシシ	20頭	30頭	40頭
ツキノワグマ	必要最低限	必要最低限	必要最低限

捕獲等の取組内容
追払い等の被害防止対策を原則とし、有害鳥獣捕獲は農業被害拡大防止及び人身被害防止を目的として実施する。 なお、外来鳥獣であるハクビシンは、被害者自身の捕獲により、安全面の配慮及び錯誤捕獲に注意することを条件に有害鳥獣捕獲を推進していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市内では、罠及び散弾銃を使用した有害捕獲を実施しており、鳥類の捕獲や罠にかかった大型獣のとどめ刺しにおいて散弾銃を使用している。一方、ライフル銃は、従事者が接近できない場所に出没した大型獣（ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ）を捕獲する場合に使用する必要がある。特に、大型獣の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。 ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。 (1)　捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの大型獣であること。 (2)　鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。 (3)　人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。 (4)　地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。 (5)　ライフル銃の使用について警察の了解が得られた場合であること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北上市	なし

4　防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)　侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ハクビシン ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	購入費の一部補助 （協議会）	購入費の一部補助 （協議会）	購入費の一部補助 （協議会）
ニホンジカ イノシシ	要望のある地域に 電気柵の整備 （県補助金）	要望のある地域に 電気柵の整備 （県補助金）	要望のある地域に 電気柵の整備 （県補助金）

※ 岩手県の補助金を活用して、被害状況に応じて適宜設置を検討する。

(2)　その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R３～R５	カラス	・追い払い用機材及び被害防除用機材を活用して被害防止に努める。 ・担当者を講師として地域に派遣し、地域ぐるみの被害防止対策の意識啓発を行っていく。
	カルガモ ゴイサギ アオサギ コサギ	・追い払い用機材及び被害防除用機材を活用して被害防止に努める。
	カワウ	・追い払い用機材及び被害防除用機材を活用して被害防止に努める。 ・生息状況や被害状況などの情報収集及び被害防止方法並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	ハクビシン	・追い払い用機材を活用して被害防止に努める。
	ニホンジカ イノシシ	・追い払い用機材を活用して被害防止に努める。 ・電気柵による被害対策は有効であることから、協議会の補助金制度を周知し、普及を図る。 ・常設の捕獲罠の設置について検討する。
	ツキノワグマ	・追い払い用機材を活用して被害防止に努める。 ・担当者を講師として地域に派遣し、地域ぐるみの被害防止対策の意識啓発を行っていく。 ・電気柵による被害対策は有効であることから、協議会の補助金制度を周知し、普及を図る。 ・人身事故発生を防止するため、出没が多くなる時期に市ホームページ、広報等で注意喚起を行う。

５　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1)　関係機関等の役割

関係機関等の名称	役　　割
北上市（農業振興課）	情報収集、連絡調整、有害鳥獣捕獲等の許可、いわてモバイルメールを活用した注意喚起
北上市（教育委員会含む）	所管する施設及び関係機関への周知

北上警察署	情報収集、警察車両による注意喚起
岩手県県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等の許可 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言
北上市猟友会	実施隊への加入、警戒・有害鳥獣捕獲活動の実施
北上市鳥獣被害対策実施隊	市で行う警戒・有害鳥獣捕獲活動の実施
北上地区消防組合	負傷者や警察からの要請があった場合に出動
各地区交流センター	情報収集、地区民への注意喚起
北上ケーブルテレビ株式会社	放送テロップによる注意喚起 北上市コミュニティＦＭの放送による注意喚起

(2)　情報周知体制

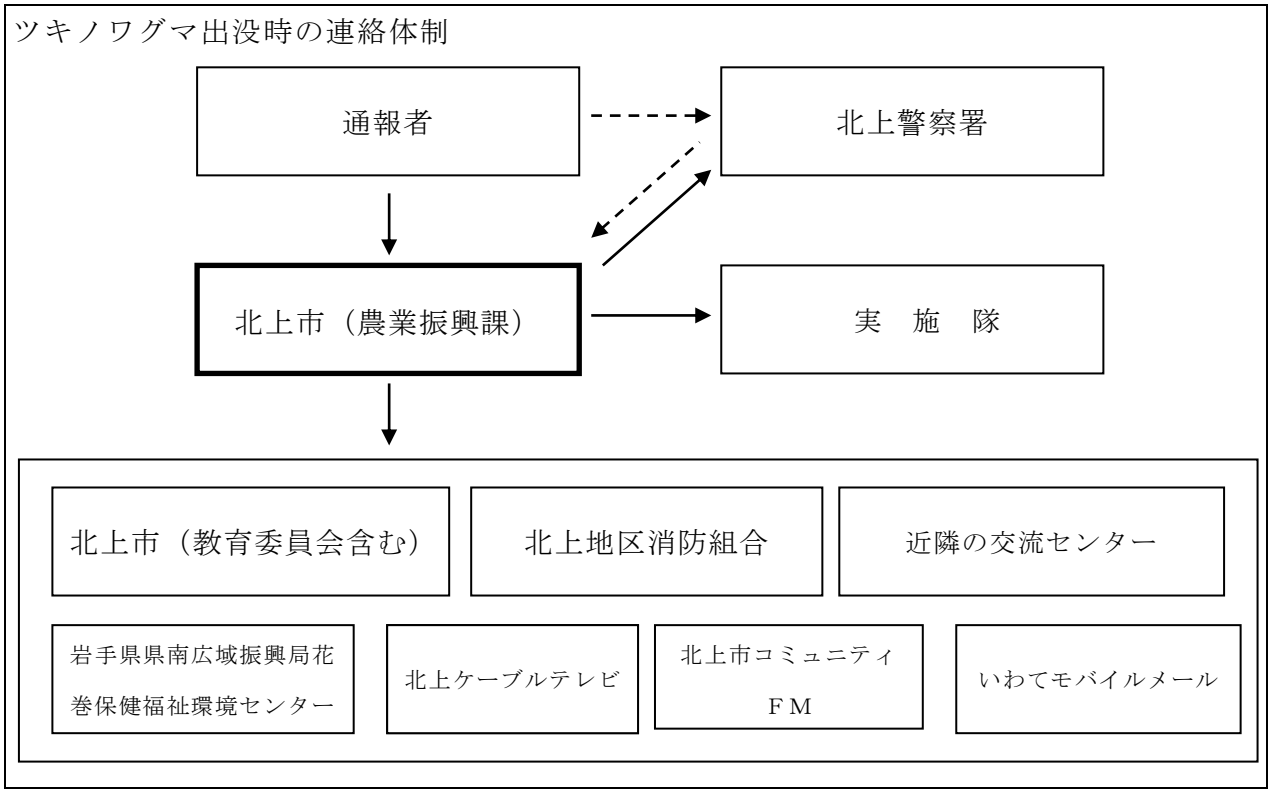

6　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

岩手県の第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、焼却又は埋却による処理を行う。

7　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

特になし

8　被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)　被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	北上市鳥獣被害対策連絡協議会

構成機関の名称	役　　割
北上市	協議会事務局、広報車による注意喚起
北上市農業委員会	農作物被害状況の把握、情報収集
花巻農業協同組合	農作物被害状況の把握、情報収集
岩手県農業共済組合中部地域センター	農作物被害状況の把握、情報収集
北上市森林組合	有害鳥獣生息状況の把握、情報収集
北上市猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
和賀川淡水漁業協同組合	有害鳥獣生息状況及び水産物被害状況の把握、情報収集

(2)　関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　割
岩手県鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害防止活動の監視 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言
岩手県農林水産部 中部農業改良普及センター	農作物被害情報及び有害鳥獣被害防止関連情報の提供
岩手県県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター	岩手県鳥獣被害防止総合支援事業担当
岩手県県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等の許可 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言

(3)　鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、鳥獣被害の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者として、北上市猟友会会長から推薦を受け、市長が適任と判断した者を任命する。本実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第９条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。

また、県等が企画する新規狩猟者の育成に係る事業に協力（参加）し、実施隊隊員の後継者の育成及び確保に努める。

(4)　その他被害防止施策実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保に向けて周知を行い、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。

９　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新たな対象鳥獣の出現や出没状況の変化によって計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

＜連絡先＞
担当部署名　農林部農業振興課
所　　在　　地　北上市芳町１番１号
電　話　番　号　0197-72-8238
ＦＡＸ番号　0197-64-2171
メールアドレス　noushin@city.kitakami.iwate.jp